

証券コード：6928  
平成29年6月7日

株主各位

山梨県上野原市上野原8154番地19

株式会社 **エ/モト**

代表取締役社長 武内延公

## 第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 山梨県上野原市上野原3832番地  
上野原市文化ホール（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第51期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第51期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションによる報酬額及び内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「2. (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」並びに「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.enomoto.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告並びに連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当日はノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府主導による経済対策が一定の効果を上げていることなどにより、企業収益や雇用環境において緩やかながら回復し、成長基調が維持されております。一方で、見送られた消費増税を見越した需要先食いの影響や、若年層を中心とした将来への根強い不安感から個人消費の伸び悩みもありましたが、12月頃からは円安や株価上昇により消費マインドにも回復の兆しが見られております。

海外におきましては、アメリカ経済では12月にF R Bによる政策金利の利上げが発表され、新大統領就任の影響も企業マインドにポジティブに作用している面が強く出ており、労働市場動向や個人消費も堅調に推移しております。しかしながら、対外政策等の経済への影響も懸念されることから、動向を十分に注視する必要があります。ヨーロッパ経済においては、イギリスではEU離脱に伴う先行き不安感は根強く、成長は鈍化しております。ユーロ圏全体では各国に差異は大きいものの概して失業率は低下し、緩やかな成長基調を維持しております。中国経済においては、当第2四半期までは減速傾向にありましたが、それ以降は公共投資の増大や自動車及び住宅販売の改善、輸出入の回復などが見られております。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、12月に北米メーカー製スマートフォンの減産が報じられましたが、中国メーカーの台頭などによって、電子部品業界全体への影響は軽減されました。また、自動運転技術を中心とする自動車向け部品や、IoTを支えるセンサー関連部品の需要が大きく成長しております。

このような状況下、当社グループは、徹底的な業務の見直しによる効率化と更なる技術の研鑽により、高付加価値製品の開発に積極的な投資を進めて参りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は193億6千6百万円（前連結会計年度比1.2%増）、営業利益は12億4千万円（同58.8%増）、経常利益は13億1千4百万円（同64.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億3千6百万円（同94.7%増）となりました。

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけており、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続を重視し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当連結会計年度の間配当は財務体質の強化を図るため無配とさせていただきますが、期末配当におきましては、当期の業績と配当性向を総合的に鑑み1株当たり100円とさせていただきます。

製品群別の業績は、次のとおりであります。

#### **ＩＣ・トランジスタ用リードフレーム**

当製品群は、自動車向け、民生用機器向けが主なものであります。生産調整の局面もありましたが自動車の電装化率の上昇と一部の民生用機器向け部品の需要増加により、堅調に推移しました。その結果、当製品群の売上高は71億6千4百万円（前連結会計年度比2.7%減）となりました。

#### **オプト用リードフレーム**

当製品群は、LED用リードフレームが主なものであります。自動車向け、照明向けの需要が向上した影響で回復基調となりました。その結果、当製品群の売上高は29億7千3百万円（同2.9%増）となりました。

#### **コネクタ用部品**

当製品群は、スマートフォン向け、デジタル家電向けが主なものであります。特に、スマートフォン向け部品が中心であり、中国メーカー向け部品の急激な受注増加が北米メーカー向け部品の伸び悩みを補いました。その結果、当製品群の売上高は85億6千5百万円（同4.1%増）となりました。

#### **その他**

その他の製品群としては、リレー用部品が主なものであります。当製品群の売上高は6億6千2百万円（同0.1%減）となりました。

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

※ 記載比率は、小数点第二位以下を切り捨てて表示しております。

### **② 設備投資の状況**

当連結会計年度の設備投資額は、9億4千3百万円であります。これは既存工場の機械装置・金型が主なものであります。

### **③ 資金調達の状況**

非経常的かつ重要なものはありません。なお、当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び長期借入金で賄っております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (自 平成25年 4月1日) (至 平成26年 3月31日)	第 49 期 (自 平成26年 4月1日) (至 平成27年 3月31日)	第 50 期 (自 平成27年 4月1日) (至 平成28年 3月31日)	第 51 期 (自 平成28年 4月1日) (至 平成29年 3月31日) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	17,563,071	18,903,259	19,135,159	19,366,575
親会社株主に帰属する当期純損益 (千円)	△713,999	1,189,706	480,894	936,593
1株当たり当期純損益 (円)	△46.58	77.63	31.38	613.35
総 資 産 (千円)	19,089,827	21,532,634	19,944,770	20,491,920
純 資 産 (千円)	9,618,873	11,894,205	11,983,917	12,377,988

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
2. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損益を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
当社には該当する親会社はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資 比率 (%)	主 な 事 業 内 容
ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.	350,000千 フィリピンペソ	100	金属プレス品・射出成形 品の製造販売
ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd.	88,000千 香港ドル	100	金属プレス品・射出成形 品の販売
ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd.	14,500千 米ドル	(100)	金属プレス品・射出成形 品の製造販売

(注) 当社の出資比率欄の ( ) 内は、間接所有の割合で内数であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、その経営理念である『経営の中心は人であり、健全なものづくりを通じて、豊かな社会の実現に貢献する。』を礎として、絶えず顧客に信頼される製品を提供し、新製品の開発を行い、この事業を通じて会社の繁栄と社会の発展の一致を期すことを目指しております。また、取引先及び従業員などのステークホルダーの信頼と理解を基礎とし、協力的気風を培い総力を結集して、企業としての安定性、成長性、収益性を高めることを重視しており、激しい国際競争が深まる中、いかなる事態にも迅速に対応でき得る強固な経営基盤を確立し、企業価値の最大化を目指し鋭意努力する所存であります。

当社グループは、2016年度から2020年度の5ヶ年の中期経営計画を策定しております。中期経営方針としては、当社が培ってきた技術力を最大限に活用し、さらに上のステージへ踏み出していく決意を込め、『新たな価値の創造～他社が真似のできないものづくりを追求する～』を掲げております。

そうした中、当社グループが対処すべき課題としては、下記の4点であると認識しております。

##### ① 人材確保と育成

当社グループの経営理念にもありますとおり『経営の中心は人』であり、培ってきた技術力の継承と発展を担う、特に若い世代の技術者の確保と育成は恒久的な課題であります。国内外を問わず、様々な募集活動による、より幅広い人材の確保と、社内外の研修やOJT教育を組み合わせた育成により、対処して参ります。

##### ② 新たな分野へのアクション

当社グループは、従前の事業のカテゴリーにとらわれず、技術力や生産能力を生かせる分野への進出と、その準備について積極的に取り組んで参ります。

##### ③ 生産効率の向上

従前より取り組んで参りました、製造工程の改革を継続いたします。特に、効率化・自動化・省人化の推進に重点を置き、生産コストの一層の削減を目指して参ります。

##### ④ 海外生産の拡大

ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.を中心に、生産拠点の海外移転を推進し、生産の効率化と顧客サービスの充実を図って参ります。

また、経営方針の2年目にあたる2017年度の経営重点テーマとして、『勇気』を掲げました。これは、すべての経営者及び従業員が、従前の慣習や常識に拠った思考・体質の枠組みから積極的に踏み出していく勇気を持ち、さらに上のレベルの経営品質を目指すために、力強く成長を継続する決意を込めたものとなっております。

## (5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社4社（連結子会社3社、非連結子会社1社）で構成され、主にIC・トランジスタ用リードフレーム（※1）、オプト用リードフレーム、コネクタ用部品とそれらの製造に使用する精密金型、周辺装置の製造販売を主な事業としております。当社グループは、金型技術の基本である「抜き・曲げ」に、「つぶし（コイニング）・絞り」及び樹脂成形など多彩な技術を複合させることにより、あらゆる分野で高度な要求に応えられることを強みとしております。

（※1）リードフレーム：半導体パッケージに使われ、半導体素子（半導体チップ）を支持固定し、外部配線との接続をする部品

### ① IC・トランジスタ用リードフレーム

IC・トランジスタ用リードフレームと、それらの製造に使用する精密金型・周辺機器の製造及び販売を行っております。IC・トランジスタは、民生用機器・産業用機器・自動車部品など広く使用される部品であり、当社グループは金属材を精密加工しIC・トランジスタ用リードフレームとして、各種部品メーカーに販売しております。具体的には、パワー半導体、小信号デバイス向けリードフレームやヒートシンクなど、多彩な用途・仕様に強みがあり、金属プレス・カシメ（※2）の各工程を一貫して大量かつ安定的な生産・供給を可能としております。

（※2）カシメ：金属の塑性変形を利用した接合方法

### ② オプト用リードフレーム

オプト（※3）用リードフレームと、それらの製造に使用する精密金型・周辺機器の製造及び販売を行っております。LED用リードフレームは、LED製品の形状を決定する部品であり、当社グループでは自動車部品メーカーや照明機器メーカーと協働して、金型の設計、製作から試作品開発、大量生産まで対応しております。具体的には、LEDディスプレイ、液晶ディスプレイのバックライト、自動車の各種ランプ、その他産業用及び民生用LED、照明用LEDに使用されるリードフレームを主要製品としております。

（※3）オプト：光電子工学（オプトエレクトロニクス）の略称

### ③ コネクタ用部品

コネクタ用部品と、それらの製造に使用する精密金型・周辺機器の製造及び販売を行っております。コネクタ用部品は電子回路や光通信において配線を接続するために用いられる部品・器具です。特にスマートフォンやウェアラブル端末向けのコネクタは極小化が必要となる部品であり、当社グループでは金属プレス加工と樹脂成形加工を融合することで、携帯電話部品メーカー向けに販売しております。その他、自動車向け部品の販売量も増加しております。また、当社グループは、国内・海外とも金属端子部のプレス加工からメッキ加工、樹脂成形加工に至る設計から製造までの一貫生産を行っております。

**(6) 主要な営業所及び工場** (平成29年3月31日現在)

株式会社エノモト	当 社	本 社	山 梨 県 上 野 原 市
		本 社 工 場	山 梨 県 甲 州 市
		津 軽 工 場	青 森 県 五 所 川 原 市
		岩 手 工 場	岩 手 県 上 閉 伊 郡 大 槌 町
ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc.	子 会 社	本 社	フィリピン共和国カビテ州
		工 場	フィリピン共和国セブ州
ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd.	子 会 社	本 社	中華人民共和国香港特別行政区九龍
ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd.	子 会 社	本 社	中華人民共和国広東省中山市

**(7) 使用人の状況** (平成29年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,055名	47名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。  
2. 使用人数には、臨時雇用者数(633名)は含まれておりません。

## ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
432名	7名増	42.3歳	19.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、関係会社への出向者(19名)は含まれておりません。  
2. 使用人数には、臨時雇用者数(92名)は含まれておりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
Metropolitan Bank & Trust Company	582,650千円
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	497,080千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	40,000千円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 3,760,000株  
 (注) 平成28年6月29日開催の第50回定時株主総会の決議により、平成28年10月1日付で株式併合に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は33,840,000株減少し、3,760,000株となっております。
- ② 発行済株式の総数 1,534,840株  
 (注) 平成28年6月29日開催の第50回定時株主総会の決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行い、発行済株式の総数は13,813,567株減少し、1,534,840株となっております。
- ③ 株主数 1,375名
- ④ 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 エ ノ モ ト 興 産	200,065株	13.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	125,900	8.4
有 限 会 社 エ ム エ ヌ 企 画	109,822	7.3
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	45,375	3.0
エ ノ モ ト 従 業 員 持 株 会	41,473	2.8
株 式 会 社 S B I 証 券	38,200	2.5
櫻 井 宣 男	23,415	1.6
田 中 幸 男	23,000	1.5
榎 本 貴 信	22,400	1.5
櫻 井 妙 子	22,015	1.5
榎 本 寿 子	22,015	1.5

- (注) 1. 当社は、自己株式34,867株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。  
 2. 持株比率は自己株式（34,867株）を控除して計算しております。  
 3. 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、平成28年10月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより、発行済株式の総数は13,813,567株減少し、1,534,840株としております。  
 4. 平成28年10月1日付の株式併合に伴い、同日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を37,600,000株から33,840,000株減少し、3,760,000株としております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、平成29年2月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| ・取得対象株式の種類 | 当社普通株式                                |
| ・取得した株式の総数 | 32,100株                               |
| ・取得価額      | 161,784,000円                          |
| ・取得日       | 平成29年2月20日                            |
| ・取得理由      | 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。 |

**(2) 新株予約権等の状況**

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	
発行決議日	平成28年6月29日	
新株予約権数	562個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,620株(新株予約権1個につき10株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	
権利行使期間	平成28年8月2日から 平成58年8月1日まで	
行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、10日間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。</li> <li>2. 上記1. は、新株予約権者を相続により承継した者については適用しない。</li> <li>3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。</li> </ol>	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 562個 目的となる株式数 5,620株 保有者 7名

(注) 平成28年10月1日付で行った普通株式10株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	武内延公	
常務取締役	伊藤一恵	
取締役	櫻井宣男	ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc. (取締役社長)
取締役	小澤志郎	津軽工場長
取締役	白鳥 誉	本社工場長 ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd. (董事長)
取締役	成田幸則	ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd. (董事長)
取締役	久嶋光博	経営企画部長
取締役	倉田明保	
常勤監査役	土屋義夫	
監査役	平井雅規	税理士 株式会社ワンブリッジ社外監査役
監査役	佐藤益男	

- (注) 1. 取締役倉田明保氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役土屋義夫氏及び監査役平井雅規氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役土屋義夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 監査役平井雅規氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役倉田明保氏並びに監査役土屋義夫氏及び監査役平井雅規氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、取締役倉田明保氏並びに監査役土屋義夫氏及び監査役平井雅規氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

7. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
武内延公	代表取締役社長 ENOMOTO HONG KONG CO., Ltd. (董事長) ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd. (董事長)	代表取締役社長	平成28年10月1日
白鳥誉	取締役本社工場長	取締役本社工場長 ENOMOTO HONG KONG CO., Ltd. (董事長)	平成28年10月1日
成田幸則	取締役 ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd. (董事総経理)	取締役 ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd. (董事長)	平成28年10月1日

8. 平成29年4月1日付組織変更に伴い同日付で取締役の地位、担当及び重要な兼職を次のとおり異動しております。

氏名	異動前	異動後
伊藤一恵	常務取締役	常務取締役事業開発グループ管掌役員
櫻井宣男	取締役 ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc. (取締役社長)	取締役本社製造グループ管掌役員 本社工場長
小澤志郎	取締役津軽工場長	取締役東北製造グループ管掌役員 津軽工場長
白鳥誉	取締役本社工場長 ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd. (董事長)	取締役 ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc. (取締役社長) ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd. (董事長)
成田幸則	取締役 ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd. (董事長)	取締役業務推進グループ管掌役員 ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd. (董事長)
久嶋光博	取締役経営企画部長	取締役経営管理グループ管掌役員 経営企画部長

9. 当社は、取締役会の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスの強化について検討を重ねて参りました。その結果、平成28年12月16日開催の取締役会において現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定し、添付の株主総会参考書類に記載のとおり監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更を提案いたしております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	92,157千円 (6,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	12,720 (10,320)
合 計	11	104,877

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成12年6月29日開催の第34回定時株主総会において年額160百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また別枠で、平成28年6月29日開催の第50回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第28回定時株主総会において年額18百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役平井雅規氏は、株式会社ワンプリッジの社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

- ・取締役倉田明保氏は、当社の特定関係事業者である株式会社山梨中央銀行の業務執行者の三親等以内の親族であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	倉 田 明 保	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に金融機関における企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	土 屋 義 夫	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席しており、主に金融機関における業務執行者としての経験及び幅広い見識から発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	平井雅規	当事業年度開催の取締役会13回のうちの12回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうちの11回に出席しており、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,850 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29,850 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を決定し、取締役会が株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ④ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分  
金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要
- イ. 処分の対象者  
新日本有限責任監査法人
  - ロ. 処分内容  
3ヵ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
  - ハ. 処分理由
    - ・社員の過失による虚偽証明
    - ・監査法人の運営が著しく不当
- ⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
- 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。



## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,962,845</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,911,918</b>
現金及び預金	2,422,017	支払手形及び買掛金	4,589,984
受取手形及び売掛金	4,719,290	短期借入金	1,073,653
たな卸資産	2,583,336	未払法人税等	144,507
繰延税金資産	101,914	賞与引当金	221,000
未収入金	102,255	その他	882,772
その他	36,115	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,202,013</b>
貸倒引当金	△2,084	長期借入金	99,680
<b>固 定 資 産</b>	<b>10,529,074</b>	繰延税金負債	378,586
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,176,921</b>	退職給付に係る負債	191,574
建物及び構築物	2,978,402	役員退職慰労引当金	112,876
機械装置及び運搬具	2,985,911	その他	129,627
工具、器具及び備品	301,343	再評価に係る繰延税金負債	289,669
土地	2,877,609	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,113,932</b>
建設仮勘定	33,653	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>98,066</b>	株 主 資 本	12,254,501
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,254,086</b>	資 本 金	4,149,472
投資有価証券	821,855	資 本 剰 余 金	4,459,862
退職給付に係る資産	161,731	利 益 剰 余 金	3,817,860
繰延税金資産	69,527	自 己 株 式	△172,694
その他	233,671	その他の包括利益累計額	115,099
貸倒引当金	△32,700	その他有価証券評価差額金	98,490
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,491,920</b>	土地再評価差額金	△407,071
		為替換算調整勘定	442,040
		退職給付に係る調整累計額	△18,360
		新 株 予 約 権	8,387
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>12,377,988</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>20,491,920</b>

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,366,575
売上原価	16,145,442
売上総利益	3,221,133
営業外収益	1,980,407
営業外費用	1,240,725
受取利息	6,190
受取配債	6,486
受取替の	66,730
受取外債	56,920
受取外債の	11,243
受取外債の	25,150
受取外債の	13,409
受取外債の	9,816
受取外債の	13,008
受取外債の	12,876
受取外債の	74,262
受取外債の	1,314,034
受取外債の	7,246
受取外債の	12,915
受取外債の	36,161
受取外債の	167,987
受取外債の	217,064
受取外債の	1,104,216
受取外債の	293,100
受取外債の	△125,477
受取外債の	167,622
受取外債の	936,593
受取外債の	936,593

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,149,472	4,459,862	2,893,296	△9,945	11,492,685
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△91,936		△91,936
親会社株主に帰属する 当期純利益			936,593		936,593
自己株式の取得				△162,748	△162,748
土地再評価差額金の取崩			79,907		79,907
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	924,564	△162,748	761,815
当連結会計年度末残高	4,149,472	4,459,862	3,817,860	△172,694	12,254,501

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	42,955	△327,164	782,463	△7,022	491,231	-	11,983,917
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△91,936
親会社株主に帰属する 当期純利益							936,593
自己株式の取得							△162,748
土地再評価差額金の取崩							79,907
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	55,535	△79,907	△340,422	△11,338	△376,132	8,387	△367,744
当連結会計年度変動額合計	55,535	△79,907	△340,422	△11,338	△376,132	8,387	394,070
当連結会計年度末残高	98,490	△407,071	442,040	△18,360	115,099	8,387	12,377,988

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>流 動 資 産</b>		<b>5,451,414</b>	<b>流 動 負 債</b>		<b>4,438,413</b>
現 金 及 び 預 金		1,410,993	支 払 手 形		124,219
受 取 手 形		51,874	買 掛 金		2,771,770
電 子 記 録 債 権		681,918	短 期 借 入 金		231,000
売 掛 金		1,648,900	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金		206,400
製 品		366,406	未 払 金		196,174
仕 掛 品		617,121	未 払 法 人 税 等		96,077
原 材 料 及 び 貯 蔵 品		522,172	前 受 り 金		2,758
前 払 費 用		10,417	前 受 収 益		22,845
繰 延 税 金 資 産		101,914	賞 与 引 当 金		4,898
そ の 他 金		41,874	そ の 他		221,000
貸 倒 引 当 金		△2,180	<b>固 定 負 債</b>		<b>571,896</b>
<b>固 定 資 産</b>		<b>9,123,673</b>	長 期 借 入 金		99,680
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>5,548,594</b>	繰 延 税 金 負 債		64,347
建 物		1,325,766	リ ー ス 債 務		5,323
構 築 物		17,923	役 員 退 職 慰 労 引 当 金		112,876
機 械 及 び 装 置		1,344,195	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		289,669
車 両 運 搬 具		12,319	<b>負 債 合 計</b>		<b>5,010,309</b>
工 具 、 器 具 及 び 備 品		84,345	<b>純 資 産 の 部</b>		
土 地		2,738,916	<b>株 主 資 本</b>		<b>9,864,970</b>
建 設 仮 勘 定		25,127	資 本 金		4,149,472
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>32,982</b>	資 本 剰 余 金		4,459,862
ソ フ ト ウ エ ア		32,982	資 本 準 備 金		4,459,862
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>		<b>3,542,096</b>	利 益 剰 余 金		1,428,330
投 資 有 価 証 券		405,524	利 益 準 備 金		181,507
関 係 会 社 株 式		2,896,591	そ の 他 利 益 剰 余 金		1,246,823
前 払 年 金 費 用		87,802	繰 越 利 益 剰 余 金		1,246,823
長 期 前 払 費 用		662	<b>自 己 株 式</b>		<b>△172,694</b>
そ の 他 金		184,215	評 価 ・ 換 算 差 額 等		△308,581
貸 倒 引 当 金		△32,700	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		98,490
<b>資 産 合 計</b>		<b>14,575,087</b>	土 地 再 評 価 差 額 金		△407,071
			新 株 予 約 権		8,387
			<b>純 資 産 合 計</b>		<b>9,564,777</b>
			<b>負 債 純 資 産 合 計</b>		<b>14,575,087</b>

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,465,489
売上原価		9,624,399
売上総利益		1,841,090
販売費及び一般管理費		1,225,857
営業利益		615,232
営業外収益		194,377
営業外費用		55,152
経常利益		754,457
特別利益		
固定資産売却益	617	617
特別損失		
固定資産売却損	140	
固定資産除却損	33,330	
減損損失	167,987	201,459
税引前当期純利益		553,616
法人税、住民税及び事業税	125,000	
法人税等調整額	△140,546	△15,546
当期純利益		569,162

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当事業年度期首残高	4,149,472	4,459,862	4,459,862	181,507	689,690	871,197	△9,945	9,470,586	
当事業年度中の 変動									
剰余金の配当					△91,936	△91,936		△91,936	
当期純利益					569,162	569,162		569,162	
自己株式の取得							△162,748	△162,748	
土地再評価差額 金の取崩					79,907	79,907		79,907	
株主資本以外の項目の当 業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の 変動額合計	－	－	－	－	557,133	557,133	△162,748	394,384	
当事業年度末残高	4,149,472	4,459,862	4,459,862	181,507	1,246,823	1,428,330	△172,694	9,864,970	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価 差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	合 計		
当事業年度期首残高	42,955	△327,164	△284,208		－	9,186,377
当事業年度中の 変動						
剰余金の配当						△91,936
当期純利益						569,162
自己株式の取得						△162,748
土地再評価差額 金の取崩						79,907
株主資本以外の項目の当 業年度中の変動額(純額)	55,535	△79,907	△24,372		8,387	△15,984
当事業年度中の 変動額合計	55,535	△79,907	△24,372		8,387	378,399
当事業年度末残高	98,490	△407,071	△308,581		8,387	9,564,777

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

株式会社 エノモト  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 毛利 篤 雄 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 栗野 正 成 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エノモトの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エノモト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

株式会社 エノモト  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 毛利 篤 雄 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 栗野 正 成 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エノモトの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、毎月、子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部監査システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

株式会社エノモト 監査役会

常勤監査役	土屋義夫	ⓐ
監査役	平井雅規	ⓑ
監査役	佐藤益男	ⓒ

(注) 監査役の土屋義夫及び平井雅規は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主還元を経営の最重要政策と位置づけており、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続を重視し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円

総額 149,997,300円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の多様化と今後の事業展開に備え、保有資産を有効活用し再生可能エネルギーによる発電及び売電事業を行うため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第29条第2項の変更を行うものであります。当該変更につきましても、各監査役の同意を得ております。  
 なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
- (4) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～7. (条文省略)	1～7. (現行どおり)
(新設)	<u>8. 再生可能エネルギーによる発電および売電事業</u>
<u>8. 前各号に付帯または関連する輸出入</u>	<u>9. 前各号に付帯または関連する輸出入</u>
<u>9. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u>	<u>10. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(取締役会の決議方法)</u> 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会規程)</u> 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)  <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(報酬等)  第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  第29条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(報酬等)  第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)  第29条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	(削除)
<p>(員数)</p>	
<p>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	(削除)
<p>(選任方法)</p>	
<p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	(削除)
<p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(任期)</p>	
<p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p>	
<p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p>	
<p>34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p>第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p>第37条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p>第38条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	(削除)
(新設)	<p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p>
(新設)	<p>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
(新設)	<p>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 計算 第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算 第33条～第36条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第51回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役8名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	武内延公 (昭和31年1月6日生)	昭和58年12月 当社入社 平成5年6月 リードフレーム事業部営業部長 平成8年5月 E S P 事業部長 平成10年7月 LMシステム事業部長 平成19年6月 取締役 平成25年10月 取締役リードフレーム事業本部長 平成26年6月 代表取締役社長（現在に至る）	1,215株
2	伊藤一恵 (昭和29年10月5日生)	昭和48年4月 当社入社 平成4年4月 リードフレーム事業部塩山工場長 平成12年7月 上野原事業部長 平成15年7月 コネクタ事業部長兼藤野工場長 平成19年4月 営業本部長兼営業部長 平成19年6月 取締役営業本部長兼営業部長 平成21年4月 取締役コネクタ事業本部長兼営業部長 平成25年4月 取締役コネクタ事業本部長 平成26年6月 常務取締役 平成29年4月 常務取締役事業開発グループ管掌役員 （現在に至る）	700株

候補者番号	フリガナ (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式 の数
3	サクラ イ ノブ オ 櫻井 宣 男 (昭和39年12月5日生)	平成2年5月 平成12年7月 平成15年7月 平成17年6月 平成23年4月 平成25年10月 平成29年4月	当社入社 藤野事業部長 リードフレーム事業部長 取締役リードフレーム事業部長兼営業部長 取締役リードフレーム事業本部長 取締役 取締役本社製造グループ管掌役員兼本社工場長 (現在に至る)	23,415株
4	オ サワ シ ロウ 小澤 志 郎 (昭和33年4月11日生)	昭和52年4月 平成13年10月 平成16年10月 平成23年6月 平成25年4月 平成26年6月 平成29年4月	当社入社 製造本部本社工場長 リードフレーム事業部塩山工場長 取締役リードフレーム事業本部塩山工場長 取締役コネクタ事業本部副本部長兼津軽工場長 取締役津軽工場長 取締役東北製造グループ管掌役員兼津軽工場長 (現在に至る)	1,515株
5	シラ トリ ホマレ 白 鳥 誉 (昭和38年6月21日生)	昭和63年3月 平成19年4月 平成25年4月 平成25年6月 平成26年6月 平成29年4月 (重要な兼職の状況) 平成28年10月 平成29年4月	当社入社 管理本部総務部長 リードフレーム事業本部塩山工場長 取締役リードフレーム事業本部塩山工場長 取締役塩山工場長 取締役(現在に至る) ENOMOTO HONG KONG Co., Ltd. 董事長 (現在に至る) ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING Inc. 取締役社長(現在に至る)	1,100株

候補者番号	フリガナ名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式 の数
6	成田幸則 (昭和33年2月13日生)	平成3年10月 株式会社津軽エノモト(現 株式会社エノモト) 入社 平成11年6月 株式会社津軽エノモト 取締役工場長 平成16年4月 当社 津軽工場長 平成25年6月 取締役 平成29年4月 取締役業務推進グループ管掌役員(現在に至る) (重要な兼職の状況) 平成28年10月 ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd. 董事長 (現在に至る)	1,100株
7	久嶋光博 (昭和39年1月22日生)	昭和63年6月 当社入社 平成19年4月 経営企画室長 平成21年4月 経営企画部長 平成28年6月 取締役経営企画部長 平成29年4月 取締役経営管理グループ管掌役員兼経営企画部長 (現在に至る)	700株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ツチヤヨシオ夫 土屋義夫 (昭和28年4月13日生)	昭和51年4月 株式会社山梨中央銀行入行 平成9年4月 同行 営業統括部営業企画グループ主任調査役 平成14年4月 同行 上野原支店長 平成19年6月 同行 執行役員 柳町支店長 平成22年6月 山梨中銀ディーシーカード株式会社 取締役社長 平成26年6月 同社 取締役社長退任 平成26年6月 当社常勤監査役(現在に至る)	0株
2	クラタアキヤス保 倉田明保 (昭和22年7月26日生)	昭和45年4月 株式会社山梨中央銀行入行 平成12年6月 同行 検査部長 平成15年6月 同行 取締役吉田支店長 平成19年6月 同行 取締役吉田支店長退任 平成20年6月 当社常勤監査役 平成26年6月 当社常勤監査役辞任 平成27年6月 当社取締役(現在に至る)	0株
3	ヤマキサチコ子 八巻佐知子 (昭和53年11月16日生)	平成14年10月 東京地方検察庁入庁 平成15年4月 さいたま地方検察庁 平成15年7月 同庁退庁 平成18年4月 弁護士登録 八巻法律事務所弁護士(現在に至る)  (重要な兼職の状況) 平成18年4月 弁護士(現在に至る) 平成28年4月 国立大学法人山梨大学 非常勤監事(現在に至る)	0株



- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 土屋義夫氏及び倉田明保氏並びに八巻佐知子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 土屋義夫氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における取締役としての長年の経験及び見識から、社外取締役として企業経営の健全性を確保するために十分な助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
4. 倉田明保氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における取締役としての長年の経験及び見識から、社外取締役として企業経営の健全性を確保するために十分な助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 八巻佐知子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有し、法令に関する幅広い知識と豊富な経験を有していることから、法令及びコンプライアンスに関する十分な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、社外役員を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割を期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、個別の選任に当たっては東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考に判断しております。
- 土屋義夫氏及び倉田明保氏は、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反を生じる恐れがないことから東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には改めて独立役員とする予定であります。また、八巻佐知子氏につきましても同様に一般株主と利益相反を生じる恐れがないことから、同氏が選任された場合には独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は土屋義夫氏及び倉田明保氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
- なお、土屋義夫氏及び倉田明保氏の選任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、八巻佐知子氏の選任が承認された場合につきましても、当社は同氏と同様の契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成12年6月29日開催の第34回定時株主総会において、年額160百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）以内と決議いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額160百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。また、各監査等委員以外の取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（社外取締役は選任無し）となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションによる報酬額及び内容決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

移行後も従前と同様に、当社の中長期的な発展と役員報酬の連動性を高めることを目的として、第5号議案「監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額設定の件」の報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額50百万円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の取締役（社外取締役を除く）は7名であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役の員数は7名となります。なお、各取締役への支給時期及び配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由並びにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

### 1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数 5,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類 当社普通株式50,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は、10株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものいたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) その他新株予約権の内容

上記(1)から(6)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

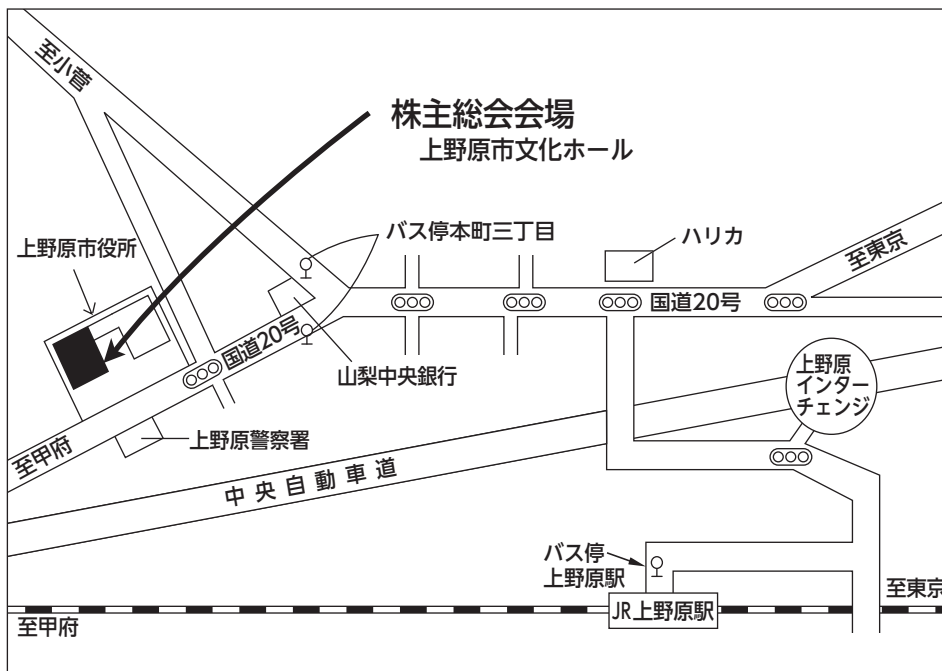
以上





## 株主総会会場ご案内略図

会場 山梨県上野原市上野原3832番地  
上野原市文化ホール  
T E L 0554-62-3111 (代表)



### 交通

JR中央本線上野原駅下車、上野原駅から本町三丁目までバス約10分、本町三丁目停留所から徒歩約5分

※駐車場が狭いため車でのご来場は極力ご遠慮ください。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。